

社会保険 とっとり

vol.658

2026
2

今月の記事

日本年金機構 年金事務所からのお知らせ

- 社会保険に加入する短時間労働者の適用要件が拡大されます!

協会けんぽ鳥取支部からのお知らせ

- 働き盛り世代の皆さまの健康チェック 生活習慣病予防健診
- 教授の「職場の健康づくり研究室」第141回 ~コスパでは測れないもの~

社会保険協会からのお知らせ

- 広報紙「社会保険とっとり」は、令和8年4月から完全ネット化に移行します!
- 契約保養施設 利用料補助・優待利用のご案内



(鳥取県美術家協会理事) 干し柿(水彩画) 福田典高氏

日本年金機構 年金事務所からのお知らせ

社会保険に加入する短時間労働者の適用要件が拡大されます！

「令和7年改正法」において、社会保険の加入対象となる短時間労働者の適用要件のうち、以下の2点が改正されます。

- ①短時間労働者の企業規模要件(従業員数)を、10年かけて段階的に縮小し、最終的に撤廃
現行 51人以上 → **令和9年10月～** 36人以上 → **令和11年10月～** 21人以上
 → **令和14年10月～** 11人以上 → **令和17年10月～** 撤廃
- ②短時間労働者の賃金要件を撤廃(法律の公布から3年以内)

企業規模要件について

1 企業規模要件の「従業員数」は、4分の3基準を満たす者を指し、**それ未満のパート労働者を含まない**

※4分の3基準とは、所定労働時間及び所定労働日数が、同一事業所の正社員のそれぞれ4分の3以上である従業員



2 月ごとに従業員数をカウントし、1年間(12カ月)のうち6カ月で従業員数が企業規模を上回ることが見込まれた場合は適用対象となる

- 一度適用対象となったら、従業員数が基準を下回っても引き続き適用。ただし、同意対象者(被保険者(4分の3基準を満たさない短時間労働者を含む)及び70歳以上の使用される者)の3/4以上で組織する労働組合又は同意対象者の3/4以上の同意等で対象外となることができる。

3 従業員数のカウントは、**法人は同一の法人番号を有する全適用事業所単位、個人事業所は個々の適用事業所単位**で行う

企業規模要件の具体例

(事例1) 合併等により被保険者が増加し企業規模が基準を上回った場合

	令和7年			令和8年									
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
被保険者数(各月末時点の人数)	45	43	43	44	44	45	80	80	81	81	80	80	

Point 令和8年4月に基準を上回り、その後も基準を上回ることが見込まれることが明らかな場合
 ⇒令和8年4月から適用対象(特定適用事業所)となるため、「特定適用事業所該当届」が必要。

(事例2) 被保険者が毎月増減する場合

	令和7年			令和8年									
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
被保険者数(各月末時点の人数)	45	46	49	51	49	51	51	49	51	50	51	52	
				①		②	③		④		⑤	⑥	

Point 令和8年9月以前1年間に基準を上回った月が6カ月となった場合
 ⇒令和8年10月から適用対象(特定適用事業所)となるため、「特定適用事業所該当届」が必要。
 ただし、届出が提出されない場合であっても、後日、日本年金機構から該当した旨のお知らせが送付されます。

☆特定適用事業所該当年月日に適用対象となる短時間労働者を雇用している場合は、資格取得届の提出が必要です。

(事例3) 令和7年改正法施行時(令和9年10月)の取り扱い①

	令和8年			令和9年									
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
被保険者数(各月末時点の人数)	30	32	35	35	34	36	36	37	38	37	36	37	
						①	②	③	④	⑤	⑥		

Point

令和9年9月以前1年間に基準を上回った月が6カ月以上該当する場合
⇒令和9年10月施行時から適用対象(特定適用事業所)となり、日本年金機構から該当した旨のお知らせが送付されます。

(事例4) 令和7年改正法施行時(令和9年10月)の取り扱い②

	令和8年			令和9年									
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
被保険者数(各月末時点の人数)	40	41	40	40	40	40	41	40	20	20	20	21	

① ② ③ ④ ⑤ ⑥

Point

令和9年9月以前1年間に基準を上回った月が6カ月以上該当しているが、施行日前に基準を下回った場合
⇒令和9年10月施行時から適用対象(特定適用事業所)となり、日本年金機構から該当した旨のお知らせが送付されます。しかしながら、施行日前において基準を下回っている場合、「特定適用事業所該当取消申出書」を届出することで該当したことを取り消すことが可能。(施行時のみの取り扱い)

労働時間要件について

労働時間要件 ⇒ 週の所定労働時間が20時間以上あること

◎週の「所定労働時間」とは?

就業規則、雇用契約書等により、その者が週に勤務すべき時間をいう。(雇用保険の取扱いと同様)

◎「所定労働時間」が週単位で決まっていない場合

①1カ月単位で定められている場合

⇒1カ月の所定労働時間を12分の52^(※)で除して算定

(特定の月の所定労働時間に例外的な長短がある場合は、その月を除いて算定)

②1年単位で定められている場合

⇒1年の所定労働時間を52^(※)で除して算定

③1週間の所定労働時間が短期的かつ周期的に変動する場合

⇒平均により算定

(※)それぞれ、1年間の月数を「12」、週数を「52」として週単位の労働時間に換算

☆所定労働時間が週20時間未満である者が、業務の都合等により恒常的に実際の労働時間が週20時間以上となった場合は、連続する2月において引き続き同様の状態が続いている又は続くことが見込まれる状況となれば、**実際の労働時間が週20時間以上となった月の3月目の初日に被保険者の資格を取得します。**

労働時間要件の具体例

(事例1) 所定労働時間が週20時間未満の短時間労働者の場合(加入対象にならない例)

	令和7年								令和8年				
	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
月の労働時間数	83	82	86	87	83	87	82	95	85	87	86	87	85

Point

週20時間以上 = 月の労働時間 約86.7時間以上 の月が連続していない
⇒厚生年金保険被保険者の加入対象にはなりません。

(事例2) 所定労働時間が週20時間未満の短時間労働者の場合(加入しなければならない例)

	令和7年								令和8年				
	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
月の労働時間数	86	85	86	87	85	85	92	95	90	87	86	87	85

短時間労働者として資格取得が必要

Point

週20時間以上 = 月の労働時間 約86.7時間以上 の月が令和7年11月から連続している。
⇒所定労働時間が週20時間未満である者でも、実際の労働時間が連続する2月において週20時間以上となった場合で、引き続き同様の状態が続いている又は続くことが見込まれる場合は、**実際の労働時間が週20時間以上となった月の3月目の初日(事例では令和8年1月1日)に被保険者の資格を取得します。**

お問合せ先

鳥取年金事務所
鳥取市扇町176
電話 0857-27-8311

倉吉年金事務所
倉吉市山根619-1
電話 0858-26-5311

米子年金事務所
米子市西福原2-1-34
電話 0859-34-6111

協会けんぽ鳥取支部からのお知らせ

働き盛り世代の皆さまの健康チェック 生活習慣病予防健診

Q

協会けんぽに加入している事業所です。社員に健康診断の案内をしようと思うのですが、協会けんぽの「生活習慣病予防健診」は、どんなメリットがあるのでしょうか？

A

協会けんぽでは35歳から74歳までの被保険者(ご本人)様に血液検査や尿検査、がん検診等を含んだ生活習慣病予防健診を行っています。年度内にお一人様につき1回、健診費用を補助します。

✓ 健診費用を協会けんぽが補助

約20,000円相当の健診が自己負担額(最高)5,500円※1で受けられます！

※1 金額は令和8年度の場合

令和8年度【NEWその①】

令和8年4月から、**20歳、25歳、30歳**の方は、一般健診の項目から「胃・大腸の検査」を省略した若年者用の健診が、(最高)2,500円で受けられます。

令和8年度【NEWその②】

令和8年4月から、**40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳**の方は、「節目健診」として、以下の検査を加え、(最高)8,280円で受けられます。



年齢は、当該年度中にその年齢に達する方が対象です(誕生日を待たずに受診できます)。

一般健診に追加となる検査内容

- ・尿沈渣顕微鏡検査・血液学的検査・生化学的検査
- ・眼底検査・肺機能検査・腹部超音波検査

～定期健康診断(事業者健診)を受診されている事業所様へ～

生活習慣病予防健診は「がん検査項目(胃・大腸)」を含んだ充実した内容です。従業員の皆さまの健康保持・増進のためにも、生活習慣病予防健診への切り替えをご検討ください。

生活習慣病予防健診の案内を送付します

3月中旬～下旬にかけて、生活習慣病予防健診のご案内や対象者一覧表等を事業所へお送りします。また、令和8年度から人間ドック健診も受けられます。詳しくはホームページ等でご確認ください。

申し込み方法

受診を希望する健診機関へ直接ご連絡いただき、健診の予約を行ってください。協会けんぽへのご連絡は不要です。

鳥取県内の健診実施機関一覧はこちら▶



全国健康保険協会鳥取支部

お問合せ先

☎ 0857-25-0050 保健グループ② を選択

〒680-8560 鳥取市今町2丁目112番地 アクティ日ノ丸総本社ビル5階



最新の情報は公式LINEやメールマガジンで配信中
ご登録はこちら▶



メールマガジン



公式LINE



第141回 コスパでは測れないもの

大学で医学生を教えている、よく聞くのがコスパという言葉だ。パフォーマンス（成果）にみあうコスト（手間や時間）バランスという意味で、労力や時間をかけた割に成果が少ないとコスパが悪いという。コスパが悪いことはだいたい敬遠される。試験勉強も同じで、いかに低コストで楽に良い点を取るかが求められる。たいへん合理的ではあるが、どこか短絡的で好きになれない。私のような昭和世代は、結果が出るまではとにかく真剣に必死になってやれと鼓舞されたものだが、今の若い世代にはあまり理解されないようである。

▼幸田露伴の教え

幸田文は暮らしの様々な情景を簡潔で美しい文体で表現したが、彼女の父である露伴から暮らしの細々について厳しい指導を受けた。包丁の使い方、掃除、障子の張り替え、すべて露伴自身がやって見せて指導したらしい。私が子供だった頃、古い実家の大掃除はとてもたいへんだった。障子は池につけて紙をはがす、畳をあげてほこりをたたく、葉付き竹での天井のすす払いなど、年末の一大行事だった。露伴は「障子を池にぶちこむなど怠慢の極みだ」と怒ったらしいが、障子の張替えを膝立ちで無駄なくこなす露伴の所作を、娘の文は美しいと感じたと語る。露伴の教えは、煎じ詰めれば「これ渾身」ということであった。だから露伴は、「手抜き」をもっとも嫌い軽蔑した。現代に露伴が生きれば、コスパという言葉にどんな感想をもつだろう。

もちろん、露伴の考えが絶対に正しいというわけではない。家事の大部分は機械化で随分楽になった。今の生活から炊飯器やIH調理器、掃除機、湯沸かし器などがなければ、明治時代に逆戻りである。ある意味で、家事の進歩はコスパを改善してきた歴史といっても過言ではない。

▼コスパで生まれる物語への傾斜

家事が機械化されて時間の余裕が生まれた。そのぶん、女性の社会参加が活発になったことはとても良いことだと思う。だが、できた暇な時間とは裏腹に、その時間で「あなたは何をするのか」という問いが生まれる。家事だけで一日の大半が終わっていた明治の時代、次々と段取りしなければ家事が終わらない慌ただしさの中で、充実感をかみしめていた面もあるのではないか。家事の時間が短縮され暇が生まれたとき、人はなにか意味のある事を求めるようになる。そのひとつが「推し」ではなかろうか。朝井リョウの「イン・ザ・メガチャーチ」では、「推し」に翻弄される人々が描かれる。いまは神なき時代、それに代わるのは「推し」という物語であるというメッセージは考えさせられる。

コスパの徹底した世界は、本当に人間にとって幸福な世界なのだろうか。年末の実家での家族総出の大掃除を懐かしく思い出す。私はときには、車でなく歩いて目的地まで行ってみたい、七輪で魚を焼いてみたい、障子張りに没頭してみたい。その時間にはコスパでははかれない、何か大切な行為の一瞬の尊さが潜んでいるように思えてならない。



鳥取大学医学部
地域医療学講座
教授

谷口 晋一
(たにくち しんいち)

谷口 晋一 教授の「職場の健康づくり研究室」は、今回にて最終回となります。谷口教授には平成26年より長きにわたりご寄稿いただき、厚く御礼申し上げます。



(一財)鳥取県社会保険協会からのお知らせ

電話 0857-27-1859 FAX 0857-30-7133 ホームページ [鳥取県社会保険協会](#) [検索](#)

「社会保険とっとり」は、ホームページに過去1年分を掲載しております。

広報紙「社会保険とっとり」は、令和8年4月から完全ネット化に移行します。

令和8年3月をもって郵送を廃止します

広報紙「社会保険とっとり」は、令和8年4月から完全ネット化に移行します。

ネット配信先を登録されていない事業所様は、**早期にネット配信先のご登録をお願いいたします。**

なお、ネット配信を希望されない事業所様は、当協会のホームページに過去1年分を掲載しておりますのでご覧くださいませようお願いいたします。

ネット配信先はホームページから簡単に登録できます！

登録の方法等がご不明の場合は、当協会へお問合せください。



契約保養施設 利用料補助・ 優待利用のご案内

鳥取県社会保険協会では、会員事業所(協会費を納付されている事業所に限ります。)の被保険者とその被扶養者が契約保養施設を利用した場合、宿泊料等の一部補助及び優待利用を行っています。

詳細につきましては、当協会ホームページ内の「契約保養施設利用料補助」及び「契約保養施設優待利用」をご覧ください。



利用料補助施設

施設名	所在地	電話番号
氷ノ山高原の宿 氷太くん	鳥取県八頭郡若桜町つくよね	0858-82-1111
鳥取県市町村職員共済組合 湊泉閣	鳥取県東伯郡三朝町山田	0858-43-0828
国民宿舎 水明荘	鳥取県東伯郡湯梨浜町旭	0858-32-0411
ホテル大山しろがね 緑水園	鳥取県西伯郡大山町大山	0859-52-2211
但馬牧場公園まきばの宿	兵庫県美方郡新温泉町丹土	0796-92-1005

※宿泊利用者1人につき1,500円を補助(1年度に1事業所10名以内)。
利用申込書はホームページの「契約保養施設利用料補助」から印刷してください。

優待利用施設

- 船員保険会【3施設】
- 高輪・品川プリンスホテルグループ【4施設】
- プリンスホテル優待プラン
(全国のプリンスホテル・スキー場・ゴルフ場等)
- アイコニア・ホスピタリティ(株)【179施設】
- HMIホテルグループ【43施設】
- クア・アンド・ホテルグループ【3施設】
- ダイワロイネットホテルズ【76施設】
- その他【宿泊施設21施設・日帰り施設6施設】

※有効期限が2026年3月末までの「施設利用会員証」を交付されている事業所様で、有効期限が2029年3月までの新しい「施設利用会員証」を希望される場合は、改めて交付申請が必要になります。

※詳しい内容は、当協会のホームページをご覧ください